

令和2年度
(2020年度)

事業計画



社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会

【事業方針】

無関心をなくし、だれ一人見逃さない、響きあえる地域へ

－昨年の本会における、不明金発生事案につきましては、市民のみなさまに多大なご迷惑と、信頼を損ねることになりました。現在、現金取り扱いマニュアルの徹底、現金取扱窓口の限定、内部けん制機能の強化、金銭管理に関する職員研修の開催など、再発防止に努めるとともに、地域福祉活動の強化による信頼の回復に役職員全員で取り組んでまいります。

社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」と位置付けられている、市社会福祉協議会にできることは何かを日々考え、困りごとを抱えている人への無関心をなくし、地域社会全体で誰一人取り残さないおたがいさまのまちづくりの推進に、先頭に立って取り組んでいきたいと考えています。

また、現在、日本を含む世界中で、「新型コロナウイルス」が猛威を振るい、市民生活にも大きな影響を与えています。緊急事態でこそ、日頃の地域福祉活動の実践が活かされることを信じ、見えにくい課題に気づき対応できるよう取り組んでいきたいと考えています。

私たちの暮らす地域では、孤立死、独居高齢者、認知症高齢者、ひきこもり、老々介護、何らかのしんどさや孤立しがちな子どもたちなど、気になる世帯が増加し、困りごとにいち早く気づき、身近な地域でおたがいに支えあいのできる関係づくりがますます重要性になっています。

本年度は、第2次地域福祉活動計画（地域福祉活動宣言：私たちは、地域で見守り見守られることが実感できるつながりのあるまち近江八幡をめざします）の4年目であり、過年の振り返りと第3次地域福祉活動計画の策定準備を進めていきます。計画の主語は、「私たち」地域住民であり、身近な地域において見守り支えあう関係をつくることをめざしています。自治会単位の困りごとの早期発見と解決に向けた取り組みや、学区単位で地域住民が主体となり、困りごとを受け止め、関係機関へのつなぎや、継続して支援していくことができる体制づくりが広がりつつあり、市内の社会福祉施設や関係機関と連携し、本市における地域包括ケアシステムの実現に寄与していきたいと考えています。

本会は、数多くの福祉専門職が所属しています。今後の福祉サービス事業運営のあり方を検討するとともに、法人内の横の連携を強化し、部署を超えて、地域に必要とされる制度の隙間に濃（こま）やかな取り組みと、すべての人が出番と役割を持ち主役となって地域をつくっていくための福祉リーダーの育成を目的に、子どもの頃からあらゆる機会を通じ、地域ぐるみで福祉教育の推進に取り組んでいきます。また、福祉人材の育成と人材バンクの仕組みづくりについて前向きに取り組めます。

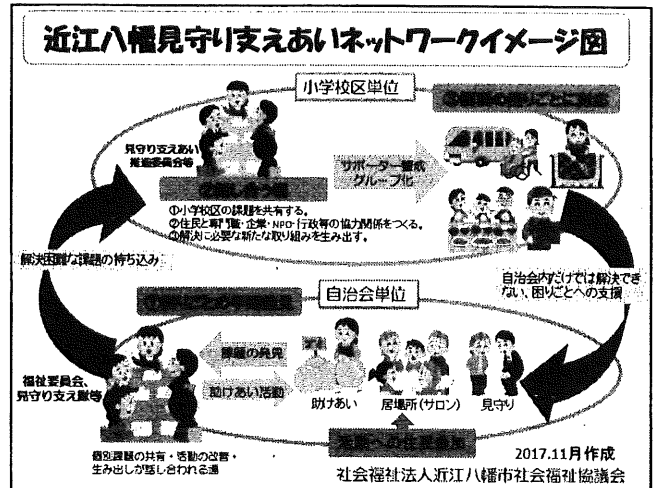
近江八幡市社会福祉協議会では、近江八幡市に暮らすひとり一人が、「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで、大切にされ自分らしく地域の中で、響きあいながら暮らせる地域づくりのために、暮らしの舞台である「地域」や主役である「地域住民」を第一に考え取り組みを進めていく「CommunityFirst」（コミュニティファースト）をスローガンとし、役職員一丸となって取り組みを進めます。

【重点項目】

事業方針を踏まえ、次の項目を重点項目とし、事業に取り組んでいきます。

1 地域共生社会の実現に向けた見守り支えあいネットワークの推進

困った時に助けてと言え、お互いさまで支えあえる関係づくりをめざして、「近江八幡見守り支えあいネットワーク」の推進に取り組めます。昨年度で、55自治会にまで広がった、自治会単位の見守り支えあい活動においては、課題の早期発見と解決に向けた話し合いができるよう、体制強化支援と新たな体制づくりを行います。また、学区単位では、自治会単位では対応が困難な課題への対応について、福祉の専門職や企業なども協働して解決について話しあう場づくりを推進し、住民主体で困りごとを受け止め、必要な支援を行っていく体制（学区たすけあいサポートセンター）づくりに取り組めます。見守り支えあいネットワークの推進にあたっては、市より地域力強化推進事業の委託を受け、地域に出向き、地域における取り組みを把握するとともに、おたがいに支えあいのできる地域の基盤強化を図り地域共生社会の実現をめざして取り組んでいきます。第3次地域福祉活動計画の策定に向けて、3カ年アクションプラン（令和2年9月まで）の見直しを行います。



達成目標（第2次地域福祉活動計画推進3カ年アクションプランより）

- ・自治会単位の見守り支えあい体制づくり 計70カ所（新たに15カ所）
- ・学区単位の居場所づくり 計10カ所（新たに1カ所）
- ・学区たすけあいサポートセンターづくり 計7カ所（新たに5カ所）

2 総合相談機能の強化と制度の隙間への対応

「福祉の困りごとがあれば社会福祉協議会へ」といつでも気軽に相談できる身近な相談窓口として、相談を受け止め、解決に向けて支援できるよう相談機能の強化と、ひきこもりの方への支援など既存の制度では対応できない困りごとの解決に向けて、地域住民をはじめボランティア団体等と連携し、受け皿づくりと困りごとをほっておかない地域づくりに取り組めます。また、暮らしづらさを抱えている人の自立に向けて、市の委託を受け、就労支援を進めていきます。こうした取り組みを進めるとともに、行政をはじめ、関係機関との連携を図りながら、社会福祉法人・福祉施設連絡会の開催など、地域の福祉課題の解決に向けたネットワークづくりに取り組めます。

3 介護保険事業および障害福祉サービス事業の取り組み

高齢者や障がい者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い福祉サービスが提供できるよう在宅福祉サービスに取り組めます。また、今後地域に求められる福祉サービス運営の在り方について検討していきます。

【事業計画】

1. 排除と孤立をほっとかない思いやりの育つまちづくり

(1) お互いに支えあう風土づくり（広報啓発）

福祉の風土を育んでいくため、広報誌やホームページ、フェイスブックなどによる情報発信や講演会等の開催により、活動の見える化をすすめ、支えあう意識を高めていきます。

また、市社協職員だけが、広報啓発を行うのではなく、住民参画を通じて、地域住民の皆様とのコミュニケーションをこれまで以上に円滑し、社協の応援ネットワークづくりに取り組みます。

- ① 広報誌の発行（全戸配布年6回）・声の広報発行（年6回）（赤い羽根共同募金事業）
- ② 地域福祉活動啓発リポーターによる地域福祉活動の発信（新規）
- ③ ホームページやフェイスブック、ライン、メール配信等での情報発信の充実
- ④ 社会福祉大会（おたがいさまの地域づくり講演会）の開催（地域力強化推進事業）

(2) 福祉の学びの推進（福祉教育）

学校と地域とが連携し、子どもの頃から、また地域のさまざまな機会を通じて、支えあう福祉の心を育んでいくことで、地域共生社会の実現をめざします。そのため、福祉教育のあり方の検討を行います。

- ① 学校や地域の福祉団体と連携した活動体験型福祉教育の推進
- ② 福祉教育推進委員会の開催（地域力強化推進事業）（新規）
- ③ 赤十字奉仕団による福祉学級の開催支援
- ④ 出前講座（支えあいの地域づくりを啓発）の実施

(3) ボランティア活動の推進（ボランティアセンター事業の推進）

様々な人たちがボランティア活動に参加するきっかけづくりを行います。また、ボランティア同士のつながりづくりや、関係機関と連携し、地域の活動者とともに困りごとと活動者をつなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

- ① ボランティア運営委員会の開催
- ② ボランティア活動に関する活動・相談支援
- ③ ボランティアグループ組織化支援
- ④ 出前ボランティアの活動紹介
- ⑤ ボランティア交流会の開催
- ⑥ ボランティア連絡協議会の支援
- ⑦ ボランティア講座の開催
- ⑧ 退職男性講座の開催および退職男性グループ組織化の支援
- ⑨ 学区助けあいサポートセンターの推進（地域力強化推進事業）
- ⑩ ボランティア保険の手続き

2. 共感し、共有しあえる居場所づくり

(1) 地域の居場所づくりの推進

共感し、共有しあえる安心してらせる地域づくりをめざして、身近な地域の居場所づくりを推進します。また、子育て期の保護者や子どもたち、くらしづらさを抱えた人がほっとできる身近な地域の居場所づくりを推進します。

- ① 身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・運営支援（自治会単位・学区単位）
- ② 子どもの居場所づくり（子ども食堂・学びの広場）の活動支援（立ち上げ支援、継続支援、交流会の開催）（テーマ型募金事業）
- ③ 子育て支援つどいの広場事業の実施（市委託事業）
- ④ くらしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり（赤い羽根共同募金事業）
- ⑤ レクリエーション備品の貸出（赤い羽根共同募金事業）

(2) 地域で出番づくり

地域の一部の人が活動者になるのではなく、みんなが福祉活動に参画する地域づくりを推進します。また、子どもが地域の大人と一緒に福祉活動に参加できる機会をつくります。

- ① 子どもによる訪問活動の推進（子ども民生委員活動、子ども見守り隊等）
- ② 親子ボランティア体験活動の推進
- ③ 出前講座（地域活動・ボランティア活動への参加呼びかけ）の実施

3. 見守りと支えあいのつながりのあるまちづくり ～自分のまちを信頼して「助けて」と言える地域～

(1) 自治会単位の福祉ネットワークづくり

自治会単位において、自治会役員・民生委員児童委員・福祉協力員の連携を中心に福祉課題の早期発見や課題の解決に向けての話しあいの場づくりが行える見守り支えあい推進組織づくり（見守り隊、福祉委員会など）を推進します。

- ① 福祉協力員、民生委員児童委員の活動支援
- ② 見守り支えあい活動推進組織（福祉委員会など）の立ち上げ・活動支援
- ③ 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業（テーマ型共同募金事業）

(2) 学区（地区）社協を主体とした地域福祉活動の推進

学区（地区）社会福祉協議会と一緒に、見守り支えあいネットワークの推進し、行政や福祉の専門職と連携して、地域の困りごとを我が事と受け止め、地域全体で支えあいのできる共生の地域づくりに取り組みます。特に、地域の困りごとのある方に寄り添うことができる人材の育成のため、地域福祉リーダー養成講座を開催し、修了者と共に福祉教育のあり方を検討し、裾野を広げ地域力強化に取り組みます。また、市と連携し、生活支援体

制整備事業に参画するとともに、地域力強化推進事業（市委託事業）に取り組み、地域福祉の視点から安心してらせる地域づくり、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- ① 学区（地区）社会福祉協議会の活動支援
- ② 学区（地区）社協会長会、地域福祉推進員連絡会、学区（地区）社協交流会の開催
- ③ 見守り支えあい活動の推進（見守り支えあい推進会議等）
- ④ 見守り支えあい推進委員会の開催（協議協働の場づくり）
- ⑤ 助けあいサポートセンターの体制づくり（地域力強化推進事業）（再掲）
- ⑥ 学区（地区）ごとの福祉計画策定支援
- ⑦ 地域福祉リーダー養成研修（近江八幡つながり未来塾）の開催および修了者の活動支援（地域力強化推進事業）
- ⑧ 孤立死防止に関する取り組みの実施（地域力強化推進事業）（新規）
- ⑨ 地域福祉活動推進強化のための助成事業の実施

（3）福祉関係団体・企業等との連携・協働

市内の福祉関係団体との連携を深め、地域福祉活動を推進します。

- ① 市内福祉関係団体等の活動支援・連携
- ② 福祉団体への助成
- ③ 近江八幡市民生委員児童委員協議会事務局
- ④ 近江八幡市赤十字奉仕団事務局
- ⑤ 近江八幡保護司会との連携
- ⑥ 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進（見守りあい協定締結等）

（4）災害時支援の仕組みづくり

いつ起こるか分からない災害に備えて、地域で支援を受け入れる力を日頃から高めていくために地域ぐるみの災害ボランティアセンターの体制づくりに取り組みます。また、障がいのある方や要介護状態にある方などの当事者組織支援団体を交えた災害時を意識した日頃からのネットワークづくりに取り組みます。

- ① 災害ボランティアセンター運営訓練の実施（本部・サテライト）
- ② 災害ボランティアセンター運営サポーター養成講座の実施（新規）
- ③ 災害ボランティアセンター運営連絡協議会の開催
- ④ 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進
- ⑤ 出前講座の開催（HUG、クロスロード、災害時にも生きる日頃の活動等）
- ⑥ 日頃の見守り支えあい活動の推進

4. 市社会福祉協議会の基盤強化

～多職種がいる社協の力を地域で発揮する～

(1) 総合相談の機能強化

「福祉の困りごとがあれば社協へ」という身近な相談窓口として、行政や地域包括支援センター等の関係機関、地域の福祉関係団体等と連携し、相談体制の充実や制度の隙間の課題への対応が図れるよう相談機能の充実を図ります。また、就労準備支援事業の委託を受け、市と連携して、暮らしづらさを抱える方に寄り添い、就労に向けた準備を進めます。

- ① 心配ごと相談事業の実施（平日の偶数日）
- ② 学区単位の相談のできる場の推進
- ③ 相談員研修会の開催（新規）
- ④ 福祉の困りごと相談（常設）
- ⑤ 生活困窮世帯支援事業（赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業）
- ⑥ フード&暮らし必需品バンク
- ⑦ 暮らしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり開催（赤い羽根共同募金事業）（再掲）
- ⑧ 生活福祉資金貸付事務（市小口資金補助業務を含む）
- ⑨ 就労準備支援事業（市委託事業）
- ⑩ 社協内部の部門間連携の強化

(2) 地域福祉権利擁護の取り組み

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類などの預かり等の支援を行います。

- ① 地域福祉権利擁護事業の実施
- ② 地域福祉権利擁護事業における地域との連携強化

(3) 在宅福祉サービス等の実施

高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの生活に寄り添った支援を行います。

また、社協では、地域福祉活動や相談支援等の幅広い機能と介護サービスの連携をはかり、人とのつながりを保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることをサポートします。

《介護保険事業》

1. 居宅介護支援事業

行政および地域包括支援センター、医療機関、その他関係機関と連携し、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成や介護保険の相談業務を行います。

- ① 居宅介護支援事業所

2. 通所介護事業

利用者の立場に立った適正な事業を実施し、心身機能や機能訓練、口腔機能などの生活の質の向上を図り、社会的孤立感の解消および家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。また、地域に必要とされる運営のあり方を検討します。

- ① デイサービスセンターひまわり
- ② デイサービスセンターきらめきあづち

3. 訪問介護事業

日常的に介護を必要とする利用者の生活を支え、その家族を支援し、自立支援を目的としたホームヘルプサービスを提供します。

- ① ヘルパーステーションあづち

《障がい福祉サービス》

1. 相談支援事業

障がい福祉サービス等および障がい児通所支援の申請に係るサービス等利用計画案を作成します。

- ① 相談支援事業所

2. 介護給付事業

障がいのある方を対象に自立支援を目的としてホームヘルプサービスを提供します。

また、視覚障がいのある方の移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。

- ① 居宅介護事業所（ホームヘルプサービス）
- ② ガイドヘルプひまわり

《高齢者支援に関する事業》

1. 高齢者支援に関する事業

公共交通機関の利用困難な要介護高齢者を対象に通院（介助）、送迎や、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に公的サービスでは対応できないサービス等に対応します。

- ① 福祉輸送事業
- ② 生活支援事業
- ③ 車いすの貸出事業
- ④ 軽度生活支援事業（市委託事業）

《障がい児者支援に関する事業》

1. 手話通訳事業

聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、手話通訳サービスを実施します。

- ① 手話通訳者設置派遣事業（委託事業）

(4)

地域福祉活動の推進のための財源確保と共同募金運動の活性化

市民のみなさまからの寄付金や賛助会費の有効活用と用途の透明化を図ります。また、昨年度は、一般会費の基準を見直しました。今年度は、法人・団体等への賛助会費の協力

依頼を強化し、地域福祉に関わる人材の育成と課題解決に向けた取り組みの充実をめざしてネットワークづくりを進めていきます。お互いに支えあう活動への多様な担い手の参画と活動の活発化を図るとともに、共同募金委員会と連携を図り、テーマ型募金の実施など寄付文化の醸成に向けた取り組みを進めます。

- ① 一般会費・賛助会費
- ② 善意銀行
- ③ 近江八幡市共同募金委員会事務
- ④ 寄付物品バザーの開催（新規）

(5) 施設・事業所などと連携し、地域福祉活動を推進

市内の施設や事業所等との連携を深め、地域の課題解決に向けて一緒に活動を推進するとともに地域との連携を図っていきます。また、社会福祉法人・福祉施設との連携による地域福祉課題の解決に向けた協議・協働の場づくりとして、社会福祉法人・福祉施設連絡会を開催します。

- ① 施設・事業所等との協議の場づくり
- ② 施設・事業所等と地域福祉活動との連携、協働の取り組み
- ③ 社会福祉法人・福祉施設連絡会の開催（新規）

(6) 市社会福祉協議会の基盤強化

市社会福祉協議会の運営にかかる基盤の強化を図ります。

《会務の運営》

- ① 理事会、評議員会
- ② 委員会の設置
- ③ 財務管理（経理）
- ④ 職員研修
- ⑤ 情報管理（個人情報保護、情報公開）

《基盤強化》

- ① 第2次地域福祉活動計画の推進および進捗管理
- ② 第3次地域福祉活動計画の策定（令和2年度～令和3年度）
- ③ 地域福祉推進事務局会議の開催（行政との連携・協力体制）
- ④ 社会福祉協議会の内部連携強化
- ⑤ 地域課題に対応できる組織体制づくり
- ⑥ 法人の健全経営

《苦情解決の実施》

- ① 第三者委員会の設置

《施設運営管理》

- ① 市総合福祉センター管理運営事業（市委託事業）
- ② 安土デイサービスセンター管理運営事業